

2018年度千葉県予算編成にあたっての要望

千葉県知事 森田健作 様

2017年11月30日 日本共産党千葉県委員会
日本共産党千葉県議会議員団

安倍晋三首相は、「森友」「加計」疑惑で逃げに終始し、時の権力者により行政がゆがめられ、国政が私物化されたのではという重大疑惑に対する国民の不信は消えていません。

北朝鮮の核・ミサイル開発への対応では、「対話のための対話は意味がない」と対話否定論に固執し、軍事力行使を含む米国の「すべての選択肢」を支持する立場です。

暮らしの分野でも安倍政権は、総選挙後、経団連が要求した「国民の痛みを伴う改革」にこたえて、介護保険など社会保障のあらゆる分野で給付削減の大ナタをふるおうとしています。2019年の消費税率10%への増税も計画通りに強行する構えです。

沖縄での新基地建設強行、原発再稼働など民意に反する異常な強権政治をすすめ、改憲への執念を捨てていません。

この間、戦争法廃止、立憲主義回復を求める市民と野党の共同が、分断と逆流の動きを乗り越えて発展していることは新しい政治を求める国民の大きな希望と言えます。

地方政治をめぐる、安倍政権は、地方自治体を支援するどころか、地方財政の削減と企業の儲け先づくりのために、行政サービス切り捨てと公共施設の統廃合を自治体に迫り、政策誘導のために地方交付税制度まで改変するなど、地方自治をふみにじる政策をすすめており、黙過できません。

こうしたもとの、国の暴走政治に立ち向かい、民意に応じて、平和と県民の命、暮らし、地域経済を守りぬく地方自治体の使命はますます重大となっています。その責務を果たす千葉県政への転換が切実に求められており、そうした立場に立った2018年度県予算編成および県政運営を求めて、以下、要望します。

一、9条改憲と県内での「戦争する国」づくりの動きに反対を

特定秘密保護法、安保法制＝戦争法、共謀罪法の強行など違憲立法を強行した安倍政権は、憲法9条に自衛隊を明記する改憲を企てています。これは、戦力不保持の9条2項を死文化させ、海外での武力行使を無制限に可能にするものです。

沖縄の米海兵隊新型輸送機オスプレイの定期整備拠点化が強行された木更津駐屯地は、2019年度から陸上自衛隊が導入する同機の整備も予定されています。さらに佐賀空港への配備計画が難航しているもとの木更津駐屯地への「暫定」配備も取りざたされていることは重大です。

同機は重大事故が相次ぎ、事故率は過去最高の3.27で、海兵隊全体の事故率を上回り、これまでの「安全」説明は覆っています。

知事は、違憲立法の強行や9条改憲について、「様々な意見がある」「国会で議論」などとのべ、事実上容認する姿勢を示し、オスプレイの木更津駐屯地使用問題でも、安全対策や地元への説明に言及しているものの、同基地使用を前提とした対応になっています。

。

これらの姿勢は平和と平穏な生活を求める県民の願いに背くものと言わざるを得ません

。

1. 憲法 9 条を守る

- ①憲法 9 条の「改正」に反対するとともに、憲法を生かす政治への転換を求めること。
- ②安保法制＝戦争法、特定秘密法、共謀罪の廃止を国に申し入れること。
- ③北朝鮮問題は、経済制裁強化と一体に「対話による平和的解決」をはかるために知恵と力を尽くすよう国に求めること。
- ④沖縄米軍新基地建設反対のたたかいと連帯し、木更津駐屯地のオスプレイ定期整備拠点化撤回を強く要求すること。また、陸自オスプレイの木更津駐屯地への「暫定」配備に反対し、沖縄をはじめ日本からの全面撤去を国に求めること。
- ⑤唯一の戦争被爆国の日本政府に対して、核兵器禁止条約への参加を求めること。

2. 憲法 9 条の平和原則に沿った県政

- ①米原子力空母ロナルド・レーガンの横須賀母港撤回を求めること。
- ②靖国神社は過去の日本の侵略戦争美化を目的とする特殊な施設であり、同神社への政治家の参拝は、自らをその立場に置くことになる。靖国神社に参拝しないこと。
- ③日本が犯した過去の侵略戦争の歴史や被爆の実相を後世に伝える活動を奨励すること。
- ④県内の「戦争遺跡」の調査、資料化、保全を県として行うこと。
- ⑤習志野基地のパトリオットミサイル（P A C 3）撤去と、同演習場での第一空挺団のパラシュート降下訓練の中止を国に求めること。
- ⑥下総基地や木更津基地など自衛隊機による騒音被害の解消の対策を講じること。
- ⑦法定受託事務である「自衛官募集」に関する県の業務は最小限に留めるとともに、小・中学生などの職場体験から自衛隊を除くこと。
- ⑧被爆者と被爆二世、三世の健康を守るために、県独自の支援策を拡充すること。

二、消費税 10 %増税の中止、格差をただし、くらしの応援を

安倍首相は、「教育」「子育て」などの切実な願いを逆手にとり、2度も延期した消費税率 10 %への大増税を国民に押し付けようとしています。2014年4月の8%増税後の41カ月で家計消費が前年同月を上回ったのは、たった4カ月で、37カ月はマイナスです。増税の影響は「一時的」どころか、3年以上経過しても、深刻な消費不況が続いています。こんな時に10%へ大増税すれば、経済もくらしもどん底に突き落とします。

- ①庶民を苦しめ、景気を後退させる消費税率 10 %への引き上げはきっぱり断念するよう国に迫ること。
- ②社会保障の財源は、富裕層や大企業の応分の負担によって確保するよう、国に求めること。

三、社会保障の解体を許さず、県民の生存権を守りぬく

安倍政権は、この5年間で社会保障予算の「自然増」を1兆4600億円も削減

し、医療、介護、生活保護など社会保障制度を掘り崩し、国民生活に深刻な打撃を与えています。「自然増削減」以外にも年金額の 1 兆 7 0 0 0 億円削減や年金保険料の値上げをすすめ、これらをあわせた国民が受けた負担増と給付減は、6 兆 5 0 0 0 億円にものぼります。

国に年金・医療・介護・福祉を大本から立て直し、憲法 2 5 条の定める生存権保障にふさわしい制度への改革を求めるとともに、県民の命、暮らし、福祉などを守りぬく県政の役割は重要です。

1. 公的年金削減ではなく、老後の生活を支える年金制度へ拡充を

安倍政権は、「特例水準解消」（2013年～2015年度）による 2.5%削減、「マクロ経済スライド」発動による 0.9%削減など年金の連続削減を強行しました。その結果、年金支給水準は、この 4 年間でマイナス 3.4%、1.7 兆円も目減りし、さらに 2016 年には、いわゆる「年金カット法」を押し通し、「マクロ経済スライド」への「キャリーオーバー」の導入や、物価が上昇時でも賃金が下がれば年金額を下げる「賃金マイナススライド」まで強行しました。

- ①物価上昇時でも賃金が下がれば年金額を引き下げ、「マクロ経済スライド」の強化による年金支給額を抑制する年金の改悪をやめさせること。
- ②株価吊り上げのために、年金積立金をリスクマネーに投入することを中止するよう政府に要求すること。
- ③一定以上の所得高齢者への年金一部支給停止、支給開始年齢のさらなる引き上げ、公的年金等控除を含む年金課税見直しをやめるよう国に求めること。
- ④最低保障年金制度導入を国に求めること。

2. 県民の命と健康を守る医療へ

安倍政権は、都道府県に対して、▽市町村を監視させ、国保料（税）引き上げと滞納者への徴収強化を推進する「国保の都道府県化」（国保の監督）、▽地域医療の再編計画を策定させ、病床削減を促進する「地域医療構想」の導入（病床削減）、▽医療給付効率化をせまる「医療費適正化計画」強化（給付費管理）という 3 つの権限を集中し、「医療費削減」を強権的に推進しようとしています。

1) 医療費負担の軽減にむけて

- ①中学 3 年までの通院・入院医療費の窓口完全無料化を早期に実施すること。
- ②難病患者の負担の引き下げを国に求めるとともに、県として、ぜん息など小児慢性特定疾患の治療費助成を拡充すること。
- ③70 歳から 74 歳の窓口負担 2 割への引き上げを元に戻すこと。
- ④医療保険法改悪による入院食費の負担増、「患者申出診療」（混合診療）、紹介状なしの大病院受診追加徴収など患者負担増や保険外診療拡大の撤回を求めること。
- ⑤75 歳以上の窓口負担引き上げ（原則 2 割）、高齢者高額療養費自己負担額の現役世代同水準への引き上げ、一般病床患者からの居住費徴収、預貯金など資産に応じた入院

時の食費・居住費の負担増導入、「かかりつけ医」以外の受診追加負担、市販品類似薬の公的保険外しなど、新たな医療費負担の中止を国に迫ること。

- ⑥後期高齢者医療制度の速やかな廃止を国に求めるとともに、県独自の負担軽減策を講じること。
- ⑦ひとり親家庭等医療費等助成事業を「現物給付」に改めること。

2) 「千葉県地域医療構想」を撤回し、安心して必要な医療が受けられる医療体制の整備

- ①病床削減の押しつけをやめ、すべての医療圏で必要なベッド数を確保すること。
- ②診療報酬の抜本的な増額を求めること。
- ③県立病院の医師と看護師の確保・養成、夜間救急・小児科・産科の体制強化、総合地域周産期医療センターの充実を進めること。医療事故の原因徹底究明と再発防止にとりくみ、県民の信頼回復に努めること。
- ④地域医療を疲弊させた県立病院再編計画は廃止し、県立病院存続と充実をすすめること。
- ⑤東千葉メディカルセンターへの負担を地元周辺市町村へ押しつけることをやめ、広域に行われる3次救急に対する県の支援を拡充し、その責任を果たすこと。
- ⑥看護師養成校の定員を抜本的に増やし、看護師就学資金貸付制度の増額、貸付枠の大幅拡大を行うこと。
- ⑦新型インフルエンザに対する万全な対策をとり、各種ワクチン接種への助成を行うこと。

3) 高すぎる国保料・税の負担軽減へ

年金生活者や非正規労働者、自営業者など国保加入者の支払い能力を超えた高すぎる保険料（税）が支払い切れず、滞納世帯が増えています。滞納制裁として正規保険証がとりあげられ、生活困窮者の受診抑制、重症化、死亡事例、生計費の差押えなど大きな社会問題となっています。

- ①国保への県補助金を復活し、国保料（税）一世帯1万円の引き下げをめざして県の支援を拡充すること。
- ②国保「広域化」のもとでも、払える保険料とするため市町村国保への国庫負担の増額を国に求めること。
- ③短期保険証や資格証明書の発行中止、国保法第44条にもとづく窓口負担の軽減について、実効ある制度になるよう市町村に働きかけること。

3. 介護保険の負担軽減と充実を

2014年の介護保険法「改定」により、「要支援1・2」の訪問介護、通所介護が保険給付から外され、市町村の「地域支援事業」に置き換えられました。特養ホーム入所対象は原則「要介護3」以上となり、軽度者（要介護1・2）を施設サービスからはずしました。さらに、介護保険の対象を「要介護3以上」に重点化し、「要支援者

」 「要介護度 1、2」を公的保険から除こうとしています。これが実施されれば、認定者の 65%が公的サービスから排除されます。

- ①利用料「2割負担」（所得 160万円以上）、介護施設利用の低所得者への「補足給付」（食費・居住費軽減）縮小の撤回を国に要求すること。
- ②高額介護サービス費の負担上限額引き上げ、軽度者生活援助原則自己負担、軽度者福祉用具・住宅改修原則自己負担、要介護 1・2 の通所介護の地域支援事業移行、65歳～74歳および75歳以上の利用料原則 2割に反対すること。
- ③市町村「地域支援事業」におけるサービスの後退を食い止めること。
- ④県として、介護保険料・利用料の本人負担の軽減をはかること。
- ⑤特養ホーム建設への県補助金（一床あたり 450万円）を維持し、入所待機者解消を図ること。
- ⑥保険料の引き上げにつながらないように公費による介護労働者の労働条件改善を国に求めるとともに、県独自の処遇改善策を講じること。

4. 生存権を保障する生活保護制度を

安倍政権は 2013 年、生活保護法の「大改定」を行いました。保護申請時における書類提出の義務化や親族への扶養紹介強化などによる申請の「門前払い」を強め、申請権・受給権を侵害し、生活保護の機能を骨抜きにしようとしています。ナショナルミニマムである生活保護基準の切り下げは他の制度の基準にも連動しており、生活保護の後退は国民生活を支える制度の全面的な縮小につながるものです。

- ①生活保護の申請および受給する権利を守り、相談者に対する窓口での対応を抜本改善すること。
- ②生活扶助や住宅扶助、冬期加算の引下げの撤回を国に求めること。
- ③後発医薬品押しつけや医療扶助給付の減額、母子加算の見直し、一定期限での保護打ち切り導入などに反対すること。
- ④本人の状況を見ない過度の「就労指導」をやめるとともに、「就労」に応じないことを理由にした一方的な保護費減額を行わないよう国に要求すること。
- ⑤ケースワーカーを増員し、基準を大きく超えている担当世帯数を減らすこと。
- ⑥無料定額宿泊所、脱法ハウスへの指導・対策を強化すること。
- ⑦医療受給券交付や生活福祉資金貸付制度の充実など、困窮者の暮らしを支援すること。

5. 保育の公的責任を果たし、待機児童解消の緊急対策に総力を

いわゆる「隠れ待機児」「潜在的待機児」も含めて、保育所待機児童解消が緊急かつ切実となっています。2017 年度末までの待機児童解消ができず、新たに安倍政権が打ち出した「待機児童解消加速化プラン」は、規制緩和による「詰め込み」や有資格保育士が半分でよい企業主導型保育の推進です。これは、認可保育所の拡充を求める強い願いに背を向け、保育の質を低下させ、子どもたちの健全な発達と成長、子どもたちの命と安全さえも軽視するものと言わざるを得ません。

- ①認可保育所を抜本的に増設し、速やかに待機児童を解消すること。
- ②子ども子育て新制度のもとで、県の支援を強め、鉄道高架下、空き店舗利用、「賃貸型」など保育環境の悪化を招かないようにすること。
- ③県の保育士処遇改善策を拡充するとともに、国に保育士の大幅賃上げと職員配置基準の抜本的な引き上げを求めること。
- ④学童保育の大規模・過密化を解消するとともに、指導員の労働条件を改善すること。
- ⑤多発する児童虐待を防止するため、児童相談所や児童養護施設の不十分な職員体制を早急に改善すること。子どもの命を第一に守るため、児童相談所のマニュアルの徹底・実行、市町村との緊密な連携、市町村任せにしない県の責任ある対策を実施すること。
- ⑥児童養護施設と里親支援の拡充をはかること。

6. 障害者（児）への支援拡充を

- ①重度心身障害者（児）医療費は窓口完全無料にし、65歳以上で新たに重度障害になった人の対象除外をやめること。
- ②各種障害者施設への待機者解消は施設の増設ですすめること。
- ③施設等の職員の待遇改善や研修の充実をはかり、入所者・利用者の命と人権を守ること。
- ④袖ヶ浦福祉センターの期限を定めた定員削減方針は撤回し、利用者の意向に沿った施設の拡充と職員の処遇改善をはかること。

7. 生活困窮者、子どもの貧困の解消へ

- ①「格差と貧困」が広がる中で、住まいを失うことのないよう、県営住宅を増設すること。
- ②県営住宅家賃減免制度の周知を徹底し、その利用を居住者に積極的によびかけること。
- ③「子ども食堂」に対して、県として必要な支援を行うこと。
- ④母子父子寡婦福祉資金貸付の違約金（延滞金）不徴収など制度を拡充すること。

四、憲法をふまえ主権者としての人格形成を柱にした豊かな成長を保障する教育へ

過去の侵略戦争美化など特定の歴史観や、内心を評価する道徳教育をやめ、学校現場に対する上からの露骨な圧力、介入は中止すべきです。

昨今、学校教育の現場は、基礎学力向上、いじめ対応、「こどもの貧困」、教員の多忙化など様々な困難を抱えています。こうしたもとで、どの子どもも学びが保障され、教職員が子どもたちと向き合う時間が十分に保障されるよう、教育条件の整備に全力を尽くすことこそが求められています。

1. 教科書採択に関する全面公開

- ①「秘密主義」を改め、教科書採択に関する資料の全面開示、会議の公開及び議事録作成・公表を行うこと。
- ②教員や保護者らの意向が十分に反映し、かつ真理・真実に基づいた教科書の採択をめざすこと。

すこと。

2. 県教育振興基本計画を撤回し、「教育振興に関する大綱」を抜本的に見直す

- ①侵略戦争美化、憲法否定と結んだ「愛国心」「道德教育」の押しつけをやめること。
- ②いじめなどの問題で、子どもたちの命を守るという基本姿勢を最優先に貫くこと。教職員が精神的にも時間的にもゆとりを持って子どもたちと向き合い、集団による検討・対応が可能となる体制と環境を整えること。問題の隠ぺいがないようにすること。

3. 教育予算の増額と学校教育の条件整備、充実

- ①必要な正規教員を確保し、小中高校で30人以下の少人数学級を拡充すること。
- ②定数内教員はすべて正規教員とし、「ハーフタイム」の再任用は、定数枠から外すこと。
- ③非常勤講師の待遇改善をはかること。
- ④産休、病休の代替教員をただちに配置すること。
- ⑤教員の多忙化の実態調査をおこない、実効ある解消策を講じること。
- ⑥部活動のあり方を見直し、全県いっせいの「ノー部活動デー」などの実施などで、顧問（教員）および生徒の適切な休養を保障すること。
- ⑦学校における単純労委託事業の入札のあり方を見直し、相当の賃金が支払われるよう改善すること。
- ⑧新たな県立高校全日制の統廃合、定時制高校の再編が示されている「県立高校改革推進プラン」「第4次実施プログラム（案）」は撤回すること。
- ⑨特別支援学校の増設で過密・狭隘化解消をはかり、必要な人員を配置するなど教育条件を引き上げること。
- ⑩特別支援学校のスクールバスを増やし、長時間通学を解消すること。
- ⑪夜間高校に通う生徒にとって重要な役割を果たしている給食の廃止を撤回し、全校において給食を実施すること。

4. 教育費の負担軽減

- ①私立高校の経常費助成をさらに引き上げ、授業料減免制度の拡充をはかること。施設整備費を含む学費全体に対する減免制度を創設すること。
- ②県として給付型奨学金制度を拡充するなど家庭の学費負担軽減に努めること。
- ③私立幼稚園に通う家庭への授業料直接助成制度を新設すること。
- ④低所得家庭の子どもたちへの学習支援を抜本的に強めること。

5. 私立幼稚園教育の充実

- ①幼児の発達年齢に適した教育のため、私立幼稚園の学級定員減をはかること。
- ②私立幼稚園教職員の待遇を公立幼稚園なみに改善するため、県として支援を強めること

。

五、ブラック企業を根絶し、若者が人間らしく働ける社会を

若者や労働者を過酷な働かせ方で酷使し、モノのように使い捨てる「ブラック企業」を根絶するとともに、人間らしく働けるルールの確立がますます重要となっています。

- ①過労死ラインを超える残業時間を容認する労働基準法の改悪に反対し、残業は月 4 5 時間までとする大臣告示の法制化を求めること。
- ②「過労死促進」に拍車をかける裁量労働制の適用拡大や、労働時間規制を適用除外し、「残業代ゼロ」にする「高度プロフェッショナル制度」導入に反対すること。
- ③「生涯ハケン」「正社員ゼロ」社会に道を開く労働者派遣法改悪の撤回を求めること。
- ④違法行為へのペナルティ強化と長時間労働の規制、違法性が疑われる離職率が高い企業や、時間外労働・不払い残業などの法令違反で摘発された企業の公表、調査や指導を強化するよう国に求めること。
- ⑤高校生や若者への労基法など労働者の基本的権利と雇用のルールの周知に努めること。
- ⑥ジョブカフェなどの増設、充実を進め、若者の就職活動を支援すること。
- ⑦県自身が不安定雇用を増やしていることを改め、必要な職員は正規職員とすること。とりわけ、教員や医師・看護師などは正規雇用で増やすこと。
- ⑧県職員の過労死ラインを上回る長時間過密労働や常態化している休日出勤を抜本的に改善すること。残業実態に見合う手当をきちんと支給し、違法状態を直ちに解消すること。
- ⑨大企業に対して、従業員は正社員として雇用することや、いわゆる「解雇 4 要件」を無視した一方的な解雇を行わないなど、雇用における社会的責任を果たすよう強く申し入れること。
- ⑩最低賃金を時給 1 5 0 0 円へと大幅に引き上げるよう関係者に働きかけること。
- ⑪青年や失業者などを雇用した中小企業への就職奨励助成金制度を創設すること。

六、大企業呼び込み方式をやめ、中小企業支援、農林水産業の再生、・振興を

「アベノミクス」によって、株価は 2 倍に上がり、円安差益や大企業減税で、富裕層や大企業は巨額の利益をあげていますが、勤労者の賃金は上がらず、国民のくらしは痛めつけられ、格差と貧困はますます拡大しました。

大企業や富裕層ばかり応援する経済政策を転換し、地場産業と雇用を支えている中小企業を応援する経済改革が求められています。中小企業基本法が 1 9 9 9 年に改悪され、まがりなりにも掲げていた中小企業と大企業の「格差是正」が投げ捨てられました。「市場まかせで生き残れば経済は強くなる」という政策のもとで中小企業の淘汰がすすんでいます。

1. 大企業呼び込み方式を転換し「カジノ」建設をやめ、地元の中小規模事業者支援

- ①大企業への立地補助金を廃止し、中小企業振興条例を実効あるものにする。
- ②社会風紀の乱れを招き、まともな観光産業とは言えない「カジノ」建設は止めること。
- ③「小規模企業振興基本法」および「同基本計画」の具体化をすすめ、小規模企業の維持発展に力を入れること。

- ④県発注の公共工事で労働者が低賃金のもとにおかれている現状をあらためること。まっとうな労賃を保障するため公契約条例を制定すること。
- ⑤制度融資の拡充、信用保証制度の改善など、中小規模事業者の経営を支えること。
- ⑥大型店の無秩序な出退店を規制し、商店街支援予算を大幅に増額すること。

2. 農林水産業の再生および振興

この15年間の平均で農業総産出額は7%減となり、農業所得は13%ものマイナスとなっています。10年間に基幹的農業従事者も26%減少しました。先進国で最低レベルの食料自給率は、さらに悪化して38%です。ところが安倍政権は、農業でも「競争力強化」と言いながら、農業経営を支えてきた所得補償を農業者の反対の声を無視して廃止しようとしています。

- ①TPPからの撤退や政府に要求するとともに、日欧EPAの締結に反対し、「大枠合意」の撤回を求めること。
- ②米の直接支払交付金制度の廃止をやめるよう国に求めるとともに、県独自の価格保障、所得補償を実施し、農林水産業の後継者育成をはかること。
- ③営利企業の農地所有解禁の撤回を国に申し入れること。
- ④老朽化した排水路改修などインフラ整備を農家の負担増なしにすすめること。
- ⑤BSE（牛海綿状脳症）対策、口蹄疫、鳥インフルエンザなどの各種感染症の監視体制を強めること。
- ⑥全国平均を下回る千葉県食料自給率引き上げに努めること。
- ⑦農作物へのジャンボタニシや有害鳥獣被害対策や台風など自然災害被害への補償を強化すること。
- ⑧公共建築への国産材利用促進など林業振興策をすすめ、魚価安定対策の強化や資源管理

七、地球温暖化防止と自然エネルギーの活用促進、千葉の自然保護を

地球温暖化に起因する様々な影響が広がるなか、温暖化防止は全人類的な緊急課題となっています。温暖化ガス排出量が全国トップの千葉県において、排出量削減をすすめることが急務となっています。

東京電力福島第一原発事故から6年半、いまだ6万8千人の福島県民が避難生活を余儀なくされているなど深刻な状況が続いています。にもかかわらず、安倍政権は、原発再稼働と原発輸出のために福島第一原発事故を「終わったこと」にしようとしています。しかし、その世論調査でも原発再稼働反対が多数をしめています。

また、この間、産廃、残土、再生土の埋立処分場建設をめぐる事業者の法令を無視した行為と、それを放置してきた県行政への批判、不信が広がっています。

1. 原発ゼロ、再生可能な自然エネルギーの普及

- ①政府の責任で電力会社による再生可能エネルギーで発電した電力の買取拒否をやめさせるよう国に働きかけること。
- ②住宅への太陽光パネル設置補助金を拡充し、設置者本人への直接交付となるよう制度を

改善すること。

- ③公的施設への太陽光パネル設置を推進すること。
- ④間伐材、被害木など木質バイオマスエネルギーを活用したボイラー、ストーブの普及の促進や、小水力、風力エネルギーの利活用をはかること。
- ⑤自然エネルギー普及を推進するため、事業者だけでなく住民からの様々な相談にもものれる総合的な窓口担当部署を設置すること。
- ⑥自然環境や景観と調和のとれた太陽光発電がはかれるよう県条例を制定すること。
- ⑦石炭火力発電所新設計画に反対すること。
- ⑧原発の即時ゼロ、再稼働中止を国に強く求めること。
- ⑨隣接県（茨城）にある老朽原発、東海第 2 原発の運転期間 20 年延長に反対すること。

2. 豊かな自然を守る

- ①放射性廃棄物（指定廃棄物）の一時保管、最終処分場建設は、東電と国の責任で解決することを基本にしつつ、安全第一、情報公開、住民合意を大原則としてとりくむこと。
- ②産業廃棄物処分場、残土処分場の設置は、立地規制を強化し、地元住民の合意を大原則にすること。そのための条例改正・制定を行うこと。
- ③残土は県外からの搬入が 7 割を占めており、土壌の安全性のチェックが極めて不十分である。県外からの残土受け入れは厳しく制限し、リニア建設による膨大な残土は受け入れないこと。
- ④再生土埋立現場から有害物質が検出されるなどの違法・悪質業者が後を絶たない。条例で再生土埋立ては禁止すること。
- ⑤三番瀬の自然環境を保全し、「再生」の名による埋め立てや、三番瀬保全と明らかに両立しない第二湾岸道路の建設は中止すること。
- ⑥三番瀬および盤洲干潟のラムサール条約登録に全力をつくすこと。
- ⑦温室効果ガス排出量が全国一多い県として、条例を制定し、排出を積極的に進めること。
- ⑧温室効果ガス排出削減の積極的な目標を政府に求めるとともに、県内事業所に対しても排出削減対策を働きかけること。
- ⑨ハクビシンなど有害鳥獣による住宅被害に対する県の財政支援を行うこと。

八、個人の尊厳を守り、真の両性平等、女性の地位向上を

日本の両性平等の遅れは国連からもくりかえし指摘されている。わが国の女性がおかれている地位は男性と比べて大きな格差と差別があり、とりわけ非正規雇用を含めた女性の賃金が男性の半分という賃金格差の広がり深刻です。

憲法、国連女性差別撤廃条約（1979年採択）、国連人権理事会で「性的指向と性自認を理由とする暴力と差別からの保護」に関する決議（2016年採択）を生かし、だれもが平等に、人間らしく生きることができる社会の実現が求められています。

- ①真の両性平等と女性の地位向上、女性の社会進出を保障するため、実効ある「両性平等条例」を早期に制定すること。
- ②「千葉県男女共同参画計画」（第4次）は両性平等の基本理念を明確にしたものに改めること。
- ③選択的夫婦別姓を認める法整備を国に求めること。
- ④賃金・昇進など雇用における、あらゆる性差別の解消に努力すること。
- ⑤仕事と子育てが両立できるよう、育児休暇の拡充、保育所と学童保育の整備など社会的条件を整えること。
- ⑥中小・零細業者における家族の「自家労賃」を経費として認めない所得税法第56条は廃止するよう国に求めること。
- ⑦DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者の保護・自立支援、パワーハラスメント対策などを強化すること。
- ⑧男女共同参画センターの移転は、県民の意見を十分に聞き、使いやすくすること。
- ⑨性暴力被害に対応するワンストップ支援センターの機能強化に努めること。
- ⑩性的少数者（LGBTなど）が自分らしく生きられる社会の実現をめざし、啓発・啓蒙、教育に力を入れること。また、公共サービス利用や県営住宅入居にあたって、差別されない措置を講じること。

九、公共事業のあり方の抜本的な見直しを

公共事業の流れを巨大開発優先から生活密着型へ転換してこそ、県民の暮らし、福祉の願いに応えることができます。大型開発は、県民参加の再検討の場をつくり、住民合意による凍結・中止を含めた抜本的な見直しが求められています。

1. 不要不急な巨大開発の浪費をやめる

- ①利水上も治水上も必要のない八ッ場ダム本体の建設を中止し、すべての情報公開と地元住民への謝罪、住民合意の生活再建、地域経済振興を具体化するよう国に求めること。
- ②過大な見積もり、見通しのない「つくばエクスプレス沿線開発」「木更津金田西区画整理事業」を抜本的に見直すこと。新たな巨大大事業のムダ遣いになることが明らかな「千葉港長期構想」「千葉県営水道事業長期施設整備方針」は撤回すること。また事業収束した「千葉ニュータウン」について、新たな県民負担が生じないようにすること。新たな工業団地の造成は行わないこと。
- ③圏央道、東京外環道、北千葉道路などの巨大道路建設や大型港湾建設など大型開発計画を抜本的に見直すこと。
- ④破たんした「かずさアカデミアパーク構想」を抜本的に見直し、県負担の軽減に努めること。

2. 防災対策の促進

1) 石油コンビナートの防災対策

- ①石油コンビナートのタンクの耐震化、津波と液状化への対策、周辺住民への安全対策や

避難訓練などをすすめること。

- ②コンビニート企業に防災対策の進捗状況を定期的に明らかにさせ、住民に公表すること。

2) 耐震化促進、水害対策、必要な消防力の整備

- ①戸建住宅やマンションの耐震診断、耐震工事への県の助成を拡充・新設すること。
 - ②建築確認検査の民間任せなどを抜本的に改め、建物の中立・公正な検査体制確立と安全確保をはかること。
 - ③保育所、幼稚園、学校、医療・福祉施設などの耐震化を早急に完了すること。
 - ④災害時の「避難指示、勧告」の伝達方法、避難場所の設定や避難方法、要配慮者のいる世帯への対応を改善すること。
 - ⑤福祉避難所は市町村任せにせず、県の責任で確保すること。
 - ⑥都市河川や水門の改修・整備を早急に実施し、浸水被害のあった住民に対して、住宅改修への補助、税等の減免など生活と生業への再建支援を行うこと。
 - ⑦県内の「急傾斜地崩壊危険箇所」と、これ以外の危険個所の総点検と安全対策、現在の指定区域の見直し、安全対策に対する県の補助を拡充すること。
 - ⑧国の整備指針を下回る消防ポンプ車、はしご車、化学消防車、救急車、救助工作車の整備をすすめるとともに、基準台数の7割程度の消防職員増員を県として支援すること。
- 。
- ⑨消防団員の処遇改善、日常の団運営の民主化に引き続き努力すること。

3. 安心・安全な街づくり

- ①騒音や落下物、集落の分断など様々な問題を抱える成田空港の機能強化についての検討は、住民の声を十分にふまえて、合意と納得のもとに行うこと。夜間の運用時間の拡大は断念するよう国と空港会社に求めること。
- ②県道の歩道整備や信号機の設置などを進め、とりわけ、通学路の安全対策を急ぐこと。
- ③生活道路整備や県営住宅の増設・修繕などを促進すること。
- ④老朽化している橋梁やトンネルなどの状況を把握し、その改修を計画的かつ着実に推進すること。
- ⑤北総線、東葉高速線、千原線の高すぎる運賃引き下げを運営会社に求めること。
- ⑥千葉交響楽団員の待遇改善をはかるとともに、学校音楽鑑賞会の予算を増額すること。

十、地方自治を守り、大企業の利益への奉仕から「県民が主人公」の開かれた県政へ

千葉県は、県内財界（県経済協議会）の要望に沿った不要不急の大型公共事業や企業優遇などが「聖域化」されています。このような県政運営の根本的な転換が求められています。

- ①「千葉県総合計画」（次世代への飛躍 輝け！ちば元気プラン）は抜本的に見直すこと。
- 。
- ②「行政改革計画」「財政健全化計画」を撤回し、全面的に検討しなおすこと。

- ③施設運営が経済効率優先とならざるを得ない指定管理者制度は、再検討すること。とりわけ、福祉や教育において、入所者・利用者の人命と人権が脅かされることのないよう体制を充実させること。
- ④工業県といわれる全国 8 都府県で導入し、千葉県でも 1 6 8 億円（2 0 1 7 年度見込み）の新たな税収が見込める法人事業税超過課税を早急に実施すること。
- ⑤多忙化による健康被害をもたらし、住民サービスの後退につながる県職員の削減をやめ、抜本的に拡充すること。
- ⑥県行政に関わる情報は積極的に開示し、公文書公開条例の恣意的運用による情報の隠ぺいは決して行わないこと。
- ⑦国が国民の情報を厳格に掌握し、徴税強化と社会保障給付抑制を狙ったマイナンバー制度の運用状況を徹底検証し、制度見直し、中止を政府に求めること。
- ⑧嘱託など非正規職員の処遇を正職員と同等にすること。
- ⑨庁舎管理などの特定業務委託における賃金水準・支払い管理を徹底すること。

以上